



発行 新潟県

第41号

令和8年5月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

33 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）

告 示

455 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）

456 救急病院等の告示（地域医療政策課）

457 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）

458 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）

459 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）

460 指定公金事務取扱者の指定（新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金収納事務）（こども家庭課）

461 特定計量器の定期検査（計量検定所）

462 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）

463 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）

464 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）

465 指定公金事務取扱者への公金事務の委託（文化課）

466 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）

467 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）

468 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）

469 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）

470 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）

471 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

472 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

473 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）

474 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）

475 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

476 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）

477 道路の区域変更（道路管理課）

478 道路の供用開始（道路管理課）

479 道路の区域変更（道路管理課）

480 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

特定調達契約の落札者等について（税務課）

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局管理規程

15 新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

病院局告示

2 収納事務の委託（病院局業務課）

企業局公告

特定調達契約の落札者等（企業局総務課）

特定調達契約の落札者等（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

61 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができなくなった政治団体（選挙管理委員会）

規 則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） |
| 1～5 （略） | 1～5 （略） |
| 6 文書料 | 6 文書料 |
| (1) 診断書及び証明書 | (1) 診断書及び証明書 |
| ア 普通のもの 1件につき <u>3,300円</u> | ア 普通のもの 1件につき <u>2,200円</u> |
| イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>5,500円</u> | イ 複雑なもの(ウ以外で難しい内容のもの) 1件につき <u>4,400円</u> |
| ウ (略) | ウ (略) |
| (2) 死亡診断書及び死体検案書 | (2) 死亡診断書及び死体検案書 |
| ア (略) | ア (略) |
| イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>7,700円</u> | イ 特殊なもの(生命保険用等特別なもの) 1件につき <u>6,600円</u> |
| (3)～(5) (略) | (3)～(5) (略) |
| 7・8 (略) | 7・8 (略) |
| 9 健康診断料 | 9 健康診断料 |
| (1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,220円</u> (乳 幼児にあつては、 <u>4,050円</u>) | (1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200円</u> (乳 幼児にあつては、 <u>4,030円</u>) |
| (2)～(4) (略) | (2)～(4) (略) |
| 10～20 (略) | 10～20 (略) |
| 21 歯科料金 | 21 歯科料金 |
| (1) (略) | (1) (略) |
| (2) 欠損補綴 | (2) 欠損補綴 |
| ア (略) | ア (略) |
| イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含む。) | イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含む。) |
| (ア)・(イ) (略) | (ア)・(イ) (略) |
| (ウ) 総義歯 <u>47,340円</u> | (ウ) 総義歯 <u>46,460円</u> |
| (エ)・(オ) (略) | (エ)・(オ) (略) |
| ウ～タ (略) | ウ～タ (略) |
| (3)～(16) (略) | (3)～(16) (略) |
| (17) インプラント料金 | (17) インプラント料金 |
| ア～ム (略) | ア～ム (略) |
| メ メンテナンス料 1回につき <u>6,360円</u> | メ メンテナンス料 1回につき <u>6,450円</u> |
| モ～ラ (略) | モ～ラ (略) |

| | | | | |
|----------|-----------------------------|--------------|-----------------------|----------|
| 就労継続支援B型 | ほほえみ弁当&ITワークス ライフデリ長岡ベース | 長岡市西津町3848-1 | 株式会社Life Design Foods | 令和8年5月1日 |
|----------|-----------------------------|--------------|-----------------------|----------|

◎新潟県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

| 障害福祉サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 廃止年月日 |
|-------------|--------------|----------------|----------------|-----------|
| 短期入所 | あさひナーシングセンター | 三条市西裏館3丁目6番54号 | 社会福祉法人あさひ共生福祉会 | 令和8年4月30日 |

◎新潟県告示第459号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

| 障害児通所支援の種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 事業者 | 指定年月日 |
|------------|-----------------------------|--------------|----------------|----------|
| 児童発達支援 | 豊愛 やさしい泉 Friendly Spring | 長岡市栃尾泉856-1 | 社会福祉法人芳香稚草園 | 令和8年5月1日 |
| 児童発達支援 | Jupiter | 長岡市要町1丁目9-32 | 株式会社REstart | 令和8年5月1日 |
| 放課後等デイサービス | | | | |
| 児童発達支援 | フレデリークろじょう | 長岡市高見町1660-1 | 合同会社BlueWallet | 令和8年5月1日 |
| 放課後等デイサービス | | | | |
| 保育所等訪問支援 | | | | |
| 放課後等デイサービス | はったつしえんきち 田ガモ | 加茂市後須田661-1 | 一般社団法人KSWCにいがた | 令和8年5月1日 |
| 保育所等訪問支援 | カレイドスクエアパーク村上 | 村上市松山260-7 | トラインスミス株式会社 | 令和8年5月1日 |

◎新潟県告示第460号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 株式会社ゆうちょ銀行 長野支店 | 長野県長野市大字南県町1085-4 |

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

新潟県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金収納事務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年4月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年4月1日

◎新潟県告示第461号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

| 検査日時 | | 検査場所 | 検査区域等 |
|---|--------------------------------|-------------------------|---|
| 7月1日(水) | 午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新発田市紫雲寺支所 | 新発田市全域 |
| 7月2日(木) | | 新発田市高齢者福祉センター 金蘭荘 | |
| 7月3日(金) | | | |
| 7月6日(月) | | 新発田市加治川支所 | |
| 7月7日(火) | | 新発田市菅谷コミュニティセンター | |
| 7月8日(水) | | | |
| 7月9日(木) | | | |
| 7月10日(金) | | 新発田市生涯学習センター | |
| 7月13日(月) | | | |
| 7月14日(火) | | | |
| 7月15日(水) | | | |
| 7月16日(木) | 新発田市豊浦地区公民館 | | |
| | 新発田市生涯学習センター | | |
| 7月17日から令和9年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日、同月31日を除く。 | 午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで | 新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所 | 上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器 |

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第462号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 |
|-------------|-----------------|
| 新潟県職員生活協同組合 | 新潟市中央区新光町4番地1 |
| 新潟交通株式会社 | 新潟市中央区万代1丁目6番1号 |
| 有限会社ナガイ画材 | 新潟市中央区寄居町915番地 |

| | |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 新潟大学生協同組合 | 新潟市西区五十嵐二の町8050 |
| 株式会社D I Palette | 新潟市中央区和合町2丁目4番18号 |
| 株式会社ワイエムビー | 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 |
| 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター | 新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階 |
| 有限会社新潟市民映画館 | 新潟市中央区八千代2丁目1番1号 |
| 株式会社新潟日報社 | 新潟市中央区万代3丁目1番1号 |
| 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター | 新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 |
| 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター | 長岡市今朝白1丁目10番12号 |
| 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター | 十日町市本町六の1丁目71番地26 |
| アソビュー株式会社 | 東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階 |

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「鹿島茂コレクション 花開くパリ・モダン」前売観覧券観覧料)
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年6月1日
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年5月21日

◎新潟県告示第463号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 |
|-----------------------|-------------------|
| 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 | 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 |

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「鹿島茂コレクション 花開くパリ・モダン」前売観覧券観覧料)
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年8月1日
- 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年5月21日

◎新潟県告示第464号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 |
|-------------------|----------------|
| 株式会社セブンドリーム・ドットコム | 東京都千代田区二番町8番地8 |

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立万代島美術館観覧料徴収事務(「鹿島茂コレクション 花開くパリ・モダン」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年12月3日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年5月21日

◎新潟県告示第465号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 |
|----------------|-----------------|
| 新潟日報みらいリンク株式会社 | 新潟市中央区万代3丁目1番1号 |

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立万代島美術館観覧料徴収事務(「鹿島茂コレクション 花開くパリ・モダン」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年9月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年5月21日

◎新潟県告示第466号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
|---------------------|----|------------|
| 小千谷市大字東吉谷字前田甲546番5 | 田 | 18 |
| 小千谷市大字東吉谷字的場甲1208番1 | 田 | 1265 |
| 小千谷市大字東吉谷字的場甲1209番1 | 田 | 271 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲554番4 | 田 | 143 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲556番1 | 田 | 920 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲557番1 | 田 | 823 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲563番 | 田 | 1034 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲564番 | 田 | 740 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲565番1 | 田 | 1305 |
| 小千谷市大字西吉谷字前田甲571番 | 田 | 287 |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡し、配偶者は離婚しており、子2人は相続放棄している。

所有者死亡前から令和8年1月まで、近隣農家が当該農地を借り入れて水稻を栽培していたが、所有者が亡くなり相続が行われなかったことから農地の活用ができない状態となっている。

借受希望者が稲の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年9月 | 5年 | 226,735円 |

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年6月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第467号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|------------------|----|------------|
| 南魚沼市上十日町字法道436-1 | 田 | 393 |
| 南魚沼市塩沢字樋渡496-3 | 田 | 591 |
| 南魚沼市上十日町字長田292-3 | 田 | 581 |
| 南魚沼市上十日町字長田303 | 田 | 1,047 |
| 南魚沼市上十日町字法道411-1 | 田 | 482 |
| 南魚沼市上十日町字武台530-1 | 田 | 767 |
| 南魚沼市上十日町字武台536-1 | 田 | 766 |
| 南魚沼市上十日町字武台536-2 | 田 | 790 |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡、配偶者は相続放棄しており、子はいない。

所有者死亡後、近隣農家が当該農地を保全管理していたが、借受希望者が稲の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
 水稻栽培
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由
 地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。
- 5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年9月 | 5年 | 269,370円 |

- 6 意見書の提出
 - (1) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項
 - (2) 提出期限
 令和8年6月12日
 - (3) 提出先
 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県農林水産部地域農政推進課
 - (4) 提出方法
 上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第468号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があつた。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
|------------------|----|------------|
| 妙高市大字十日市字上櫓田450番 | 田 | 3,514 |
| 妙高市大字十日市字七日市705番 | 田 | 1,450 |

- 2 申請に係る農地の利用の状況
 土地所有者は死亡し、配偶者は死亡、子2人は相続放棄している。
 借受予定者が令和8年5月まで当該ほ場を借り入れて水稻を栽培している。
 借入予定者は、引き続き当該農地を活用して水稻の栽培を行う計画であるため、県の裁定を希望している。
 これまで相続者も出てきていないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
 水稻栽培
- 4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由
 地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。
- 5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年9月 | 5年 | 234,510円 |

- 6 意見書の提出
 - (1) 意見書の記載事項
 - ア 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表

者の氏名)

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年6月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第469号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
|----------------|----|------------|
| 見附市杉澤町字五十刈177番 | 田 | 485 |
| 見附市杉澤町字五十刈226番 | 田 | 2,000 |

2 申請に係る農地の利用の状況

土地所有者は死亡し、配偶者及び子はいない。

所有者死亡後、近隣農家が当該農地を保全管理していたが、借受希望者が稲の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稻栽培

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年9月 | 5年 | 123,570円 |

6 意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年6月12日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第470号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

| 市町村 | 農地中間管理権の設定等を行う者 | 農地中間管理権の設定等を行う土地 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| 村上市 | 76者 | 瀬波鍛冶島1055番ほか282筆 50.2ha |
| 関川村 | 8者 | 下関1392番1ほか43筆 5.2ha |
| 新発田市 | 147者 | 向中条2732番ほか703筆 108.1ha |
| 阿賀野市 | 61者 | 福永大野地921番ほか360筆 41.7ha |
| 胎内市 | 78者 | 築地横枕4519番ほか329筆 62.5ha |
| 聖籠町 | 9者 | 道賀新田四ツ屋1785番ほか13筆 1.8ha |
| 新潟市 | 193者 | 北区下早通早通川端273番ほか1,231筆 123.1ha |
| 五泉市 | 20者 | 南田中宮ノ越甲629番ほか156筆 14.3ha |
| 阿賀町 | 5者 | 川口下モ沢里1620番1ほか17筆 0.7ha |
| 三条市 | 38者 | 上大浦中ノ平688番ほか225筆 23.0ha |
| 燕市 | 17者 | 源八新田一番割82番1ほか75筆 9.2ha |
| 加茂市 | 4者 | 天神林宮ノ浦346番1ほか44筆 6.6ha |
| 田上町 | 2者 | 横場新田吉田潟663番ほか10筆 1.9ha |
| 弥彦村 | 8者 | 麓弓取4087番ほか55筆 4.9ha |
| 長岡市 | 125者 | 鳥越長楽97番ほか478筆 51.7ha |
| 見附市 | 3者 | 漆山町川原4番ほか60筆 4.8ha |
| 小千谷市 | 37者 | 岩沢下ノ島2379番1ほか200筆 21.7ha |
| 出雲崎町 | 8者 | 船橋繩手下439番3ほか123筆 5.9ha |
| 魚沼市 | 34者 | 田中小児ケ島川向1034番1ほか124筆 15.6ha |
| 南魚沼市 | 3者 | 宮村下新田原260番2ほか4筆 0.7ha |
| 十日町市 | 7者 | 水口沢476番1ほか20筆 3.4ha |
| 津南町 | 3者 | 上郷子種新田3503番ほか7筆 1.8ha |
| 柏崎市 | 477者 | 西山町北野宮ノ前3568番ほか2,448筆 163.5ha |
| 上越市 | 124者 | 宮野尾ノホノ889番ほか478筆 101.7ha |
| 妙高市 | 68者 | 関山大峯716番1ほか235筆 31.0ha |
| 糸魚川市 | 54者 | 百川猫岩1348番ほか176筆 18.3ha |
| 佐渡市 | 93者 | 加茂歌代滝本610番ほか285筆 40.8ha |
| 合計 | 1,702者 | 8,208筆 913.9ha |

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

| 市町村 | 農地中間管理権の設定等を行う者 | 農地中間管理権の設定等を行う土地 |
|------|-----------------|-------------------------|
| 阿賀野市 | 8者 | 大室笹鼻平2949番1ほか15筆 1.3ha |
| 聖籠町 | 3者 | 網代浜磯山1570番4ほか3筆 0.3ha |
| 新潟市 | 20者 | 北区濁川4167番1ほか78筆 4.0ha |
| 五泉市 | 11者 | 村松山王前甲6321番3ほか98筆 4.8ha |
| 三条市 | 5者 | 下保内鎌田282番3ほか16筆 0.7ha |
| 田上町 | 2者 | 川船河灰塚ノ8番ほか33筆 1.7ha |

| | | |
|------|------|------------------------|
| 小千谷市 | 21者 | 若葉一丁目109番ほか85筆 4.5ha |
| 魚沼市 | 10者 | 山田下ノ原1099番2ほか16筆 0.8ha |
| 南魚沼市 | 3者 | 六日町河原崎2725番ほか4筆 0.2ha |
| 湯沢町 | 1者 | 神立宇津野3267番 0.1ha |
| 上越市 | 15者 | 上野田越中田399番1ほか46筆 1.5ha |
| 糸魚川市 | 1者 | 上刈6丁目7番ほか2筆 0.3ha |
| 合計 | 100者 | 408筆 20.2ha |

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(地域計画区域内)

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|-------------------------------|
| 村上市 | 20者 | 猿沢田添4092番ほか282筆 50.2ha |
| 関川村 | 4者 | 下関1392番1ほか43筆 5.2ha |
| 新発田市 | 52者 | 向中条2732番ほか703筆 108.1ha |
| 阿賀野市 | 52者 | 福永大野地921番ほか365筆 41.9ha |
| 胎内市 | 45者 | 築地竹の花1211番ほか329筆 62.5ha |
| 聖籠町 | 8者 | 道賀新田四ツ屋1785番ほか13筆 1.8ha |
| 新潟市 | 122者 | 北区下早通早通川端273番ほか1,231筆 123.1ha |
| 五泉市 | 20者 | 南田中宮ノ越甲629番ほか156筆 14.3ha |
| 阿賀町 | 1者 | 川口下モ沢里1620番1ほか17筆 0.7ha |
| 三条市 | 24者 | 上大浦中ノ平688番ほか225筆 23.0ha |
| 燕市 | 14者 | 源八新田一番割82番1ほか75筆 9.2ha |
| 加茂市 | 3者 | 天神林宮ノ浦346番1ほか44筆 6.6ha |
| 田上町 | 1者 | 横場新田吉田潟663番ほか10筆 1.9ha |
| 弥彦村 | 8者 | 麓弓取4087番ほか55筆 4.9ha |
| 長岡市 | 63者 | 鳥越長楽157番1ほか478筆 51.7ha |
| 見附市 | 3者 | 漆山町川原4番ほか60筆 4.8ha |
| 小千谷市 | 15者 | 岩沢下ノ島2379番1ほか200筆 21.7ha |
| 出雲崎町 | 6者 | 船橋繩手下439番3ほか123筆 5.9ha |
| 魚沼市 | 15者 | 田中小児ケ島川向1034番1ほか124筆 15.6ha |
| 南魚沼市 | 3者 | 宮村下新田原260番2ほか4筆 0.7ha |
| 十日町市 | 5者 | (六箇地区)坂ノ上己79番2ほか20筆 3.4ha |
| 津南町 | 3者 | 上郷子種新田3503番ほか7筆 1.8ha |
| 柏崎市 | 115者 | 西山町北野宮ノ前3568番ほか2,448筆 163.5ha |
| 上越市 | 50者 | 宮野尾クサホネ889番ほか478筆 101.7ha |
| 妙高市 | 16者 | 関山大峯716番1ほか235筆 31.0ha |
| 糸魚川市 | 22者 | 百川猫岩1348番ほか177筆 18.5ha |
| 佐渡市 | 75者 | 加茂歌代滝本610番ほか288筆 41.0ha |
| 合計 | 765者 | 8,217筆 914.5ha |

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(地域計画区域外)

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|-------------------------|
| 阿賀野市 | 4者 | 大室笹鼻平2949番1ほか15筆 1.3ha |
| 聖籠町 | 2者 | 網代浜磯山1570番4ほか3筆 0.3ha |
| 新潟市 | 19者 | 北区濁川4167番1ほか78筆 4.0ha |
| 五泉市 | 9者 | 村松山王前甲6321番3ほか98筆 4.8ha |
| 三条市 | 5者 | 鶴田4丁目12番2ほか16筆 0.7ha |
| 田上町 | 1者 | 川船河灰塚ノ8番ほか33筆 1.7ha |
| 小千谷市 | 4者 | 若葉一丁目109番ほか85筆 4.5ha |
| 魚沼市 | 7者 | 山田下ノ原1099番2ほか16筆 0.8ha |

| | | |
|------|-----|------------------------|
| 南魚沼市 | 1者 | 六日町河原崎2725番ほか4筆 0.2ha |
| 湯沢町 | 1者 | 神立宇津野3267番 0.1ha |
| 上越市 | 7者 | 上野田越中田399番1ほか46筆 1.5ha |
| 糸魚川市 | 1者 | 上刈6丁目7番ほか2筆 0.3ha |
| 合計 | 61者 | 408筆 20.2ha |

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域内)

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|--------------------------|
| 村上市 | 5者 | 小川木村1861番ほか59筆 7.3ha |
| 新発田市 | 11者 | 東塚ノ目元海420番1ほか364筆 64.8ha |
| 阿賀野市 | 16者 | 山口名平窪2582番1ほか190筆 27.4ha |
| 胎内市 | 1者 | 鉾江宮ノ崎713番2ほか16筆 0.9ha |
| 聖籠町 | 1者 | 蓮野大坪141番1 0.2ha |
| 新潟市 | 18者 | 北区松潟1314番1ほか232筆 22.2ha |
| 五泉市 | 2者 | 本田屋本田屋412番ほか3筆 0.2ha |
| 三条市 | 4者 | 鶴田下潟978番ほか44筆 5.0ha |
| 燕市 | 2者 | 松橋南484番1ほか166筆 14.7ha |
| 長岡市 | 8者 | 黒津町本村1473番1ほか63筆 6.4ha |
| 見附市 | 2者 | 明晶町下川原1551番1ほか3筆 0.3ha |
| 小千谷市 | 1者 | 三仏生5333番ほか14筆 3.7ha |
| 南魚沼市 | 1者 | 川窪陣場935番1ほか9筆 1.0ha |
| 十日町市 | 1者 | 田沢本村甲7014番 0.2ha |
| 柏崎市 | 27者 | 小島ワナバ908番ほか198筆 15.4ha |
| 上越市 | 7者 | 板倉区下米沢五反田496番ほか45筆 9.6ha |
| 糸魚川市 | 3者 | 東中4964番1ほか9筆 0.9ha |
| 佐渡市 | 1者 | 吉井本郷大坪1099番ほか15筆 1.9ha |
| 合計 | 111者 | 1,448筆 182.0ha |

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域外)

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|---------------------------|
| 阿賀野市 | 2者 | 金淵居浦甲4445番2ほか6筆 0.6ha |
| 新潟市 | 2者 | 西蒲区仁箇サカシノ1878番2ほか3筆 0.3ha |
| 五泉市 | 1者 | 上野赤八852番ほか3筆 0.3ha |
| 三条市 | 1者 | 鶴田1丁目33番1ほか3筆 0.3ha |
| 小千谷市 | 1者 | 千谷稲葉付甲1253番2ほか1筆 0.3ha |
| 合計 | 7者 | 21筆 1.8ha |

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転(買入・地域計画区域内)

| 市町村 | 所有権の移転を行う者 | 所有権の移転を行う土地 |
|------|------------|---------------------------|
| 新発田市 | 11者 | 万代長田393番ほか71筆 7.4ha |
| 阿賀野市 | 6者 | 嶋瀬居裏21番ほか18筆 3.1ha |
| 新潟市 | 13者 | 秋葉区竜玄前郷298番ほか80筆 8.3ha |
| 五泉市 | 4者 | 青橋菅ノ町甲439番ほか21筆 1.9ha |
| 三条市 | 3者 | 代官島中瀬田3020番ほか11筆 1.2ha |
| 燕市 | 3者 | 上河原中江894番ほか5筆 1.8ha |
| 長岡市 | 9者 | 宮本東方町五百川469番3ほか42筆 7.1ha |
| 小千谷市 | 1者 | 小栗田諏訪原1684番ほか4筆 1.0ha |
| 魚沼市 | 6者 | 田中小児ケ島川向1034番1ほか26筆 2.5ha |
| 南魚沼市 | 2者 | 茗荷沢1280番ほか2筆 0.8ha |

| | | |
|------|-----|-----------------------|
| 十日町市 | 1者 | 大黒沢1123番34ほか18筆 0.2ha |
| 柏崎市 | 1者 | 平井西川原2749番ほか1筆 0.05ha |
| 上越市 | 4者 | 三和区田1495番ほか12筆 4.0ha |
| 佐渡市 | 11者 | 新穂舟下765番ほか49筆 6.0ha |
| 合計 | 75者 | 374筆 45.2ha |

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

| 市町村 | 所有権の移転を受ける者 | 所有権の移転を受ける土地 |
|------|-------------|---------------------------|
| 新発田市 | 9者 | 万代長田393番ほか71筆 7.4ha |
| 阿賀野市 | 6者 | 嶋瀬居裏21番ほか18筆 3.1ha |
| 新潟市 | 12者 | 秋葉区竜玄前郷298番ほか80筆 8.3ha |
| 五泉市 | 3者 | 青橋菅ノ町甲439番ほか21筆 1.9ha |
| 三条市 | 3者 | 代官島中瀬田3020番ほか11筆 1.2ha |
| 燕市 | 2者 | 上河原中江894番ほか5筆 1.8ha |
| 長岡市 | 8者 | 宮本東方町五百川469番3ほか42筆 7.1ha |
| 小千谷市 | 2者 | 小栗田諏訪原1684番ほか4筆 1.0ha |
| 魚沼市 | 3者 | 田中小児ケ島川向1034番1ほか26筆 2.5ha |
| 南魚沼市 | 2者 | 茗荷沢1280番ほか2筆 0.8ha |
| 十日町市 | 1者 | 大黒沢1123番34ほか18筆 0.2ha |
| 柏崎市 | 1者 | 平井西川原2749番ほか1筆 0.05ha |
| 上越市 | 5者 | 三和区田1495番ほか12筆 4.0ha |
| 佐渡市 | 9者 | 新穂舟下765番ほか49筆 6.0ha |
| 合計 | 66者 | 374筆 45.2ha |

2 認可年月日

令和8年5月29日

◎新潟県告示第471号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新潟北土地改良区の定款の変更を令和8年5月19日認可した。

令和8年5月29日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第472号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五泉市の十全土地改良区の定款の変更を令和8年5月20日認可した。

令和8年5月29日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第473号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 土地改良事業名
農用地保全施設整備(ため池等整備「地震・豪雨対策型、一般型」)事業
- 2 地区名及び受益市町村名
下馬場池(上越市)
- 3 工事完了年月日
令和7年7月11日

◎新潟県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 土地改良事業名
農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業
- 2 地区名及び受益市町村名
坊ヶ池（上越市）
- 3 工事完了年月日
令和7年12月25日

◎新潟県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|-----|--------------------------|------|-----------|
| 長嶺 | 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業 | 柏崎市 | 令和8年3月30日 |

◎新潟県告示第476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により、計画を定めて実施した次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

| 地区名 | 事業名 | 市町村名 | 完了年月日 |
|-----|--------------------------|------|-----------|
| 和田 | 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業 | 柏崎市 | 令和8年3月30日 |

◎新潟県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

- ・なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地行政課において縦覧に供する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 当間土市停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|----------------|------|---------------|-----------|
| 十日町市伊達甲3217番から | 新 | 10.8～19.2メートル | 370.9メートル |
| 同市伊達甲1723番14まで | 旧 | 8.1～19.2メートル | 370.9メートル |

◎新潟県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

- ・なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 当間土市停車場線
- 2 供用開始の区間
十日町市伊達甲3217番から同市伊達甲1723番14まで
- 3 供用開始の期日 令和8年5月29日

◎新潟県告示第479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------|------|--------------|----------|
| 十日町市小池字沢入3888番1から | 新 | 4.9～30.6メートル | 80.7メートル |
| 同市小池字カジカ沢3764番まで | 旧 | 4.9～25.6メートル | 80.7メートル |

◎新潟県告示第480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地

- ・行政課において縦覧に供する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
十日町市小池字沢入3888番1から同市小池字カジカ沢3764番まで
- 3 供用開始の期日 令和8年5月29日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県次期税務システム導入に係るコンサルティング業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
委託

- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
令和8年5月18日
- 6 契約者の氏名及び住所
I T b o o k株式会社
東京都江東区豊洲三丁目2番24号
- 7 契約価格
60,735,400円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和8年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

| | |
|---|----|
| ア ロータリ除雪車(2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ、稼働記録計付) | 1台 |
| イ ロータリ除雪車(2.6m220kW級) | 1台 |
| ウ 小形除雪車(1.0m級、ロング雪切板付) | 1台 |
| エ 小形除雪車(1.3m級、ロング雪切板、稼働記録計付) | 1台 |
| オ 小形除雪車(1.0m級) | 1台 |
| カ 凍結防止剤散布車(湿式4t級、4×4、スペアタイヤ付) | 1台 |

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月17日(水)

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア～オについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)カについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和8年7月9日(木) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

令和8年7月10日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年6月12日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年6月26日(金)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否

要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Rotary snowplow with swing auger (2.6-meter, 220-kilowatt class, dual rear wheels and digital tachograph) [1] unit
2. Rotary snowplow (2.6-meter, 220-kilowatt class) [1] unit
3. Small snowplow with long-type snow cutting blade (1.0-meter class) [1] unit
4. Small snowplow with long-type snow cutting blade, digital tachograph (1.3-meter class) [1] unit
5. Small snowplow (1.0-meter class) [1] unit
6. Antifreeze spraying vehicle with spare tire (four-wheel drive, liquid type, 4-ton class) [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. (Fri.) June 26, 2026

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. (Fri.) July 10, 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月29日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院及び診療所の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (料金) | (料金) |
| 別表（第2条関係） | 別表（第2条関係） |
| 1～9 （略） | 1～9 （略） |
| 10 健康診断料 | 10 健康診断料 |
| (1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,220</u> 円 (乳幼児にあつては、 <u>4,050</u> 円) ただし、(略) | (1) 普通健康診断料 1人につき <u>3,200</u> 円 (乳幼児にあつては、 <u>4,030</u> 円) ただし、(略) |
| (2)・(3) (略) | (2)・(3) (略) |
| (4) 短期人間ドック料 | (4) 短期人間ドック料 |
| ア・イ (略) | ア・イ (略) |
| ウ がんドック | ウ がんドック |
| (ア) Aコース(BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>56,360</u> 円 | (ア) Aコース(BコースとCコースの内容を合わせたもの) 1人につき <u>56,080</u> 円 |
| (イ) Bコース(胃がん・肺がんの検診) 1人につき <u>38,040</u> 円 | (イ) Bコース(胃がん・肺がんの検診) 1人につき <u>38,020</u> 円 |
| (ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診) 1人につき <u>21,550</u> 円 | (ウ) Cコース(乳がん・子宮がん・卵巣がんの検診) 1人につき <u>21,260</u> 円 |
| ただし、(略) | ただし、(略) |
| 11～40 (略) | 11～40 (略) |
| 41 長期収載品の処方等に係る薬剤料 | 41 長期収載品の処方等に係る薬剤料 |
| 当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する)。 | 当該長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に $\frac{4}{10}$ を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の例により算定した点数に10円を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する)。 |
| 42・43 (略) | 42・43 (略) |
| 備考 (略) | 備考 (略) |

附 則

- この規程は、令和8年6月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和8年6月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

病院局告示

◎新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年5月29日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 委託する事務

次に掲げる病院における診療費等の窓口収納事務

- (1) 新潟県立まつだい診療センター
- (2) 新潟県立柿崎病院
- (3) 新潟県立津川病院
- (4) 新潟県立妙高病院
- (5) 新潟県立坂町病院
- (6) 新潟県立十日町病院
- (7) 新潟県立中央病院
- (8) 新潟県立がんセンター新潟病院
- (9) 新潟県立新発田病院
- (10) 新潟県立精神医療センター

2 受託者の所在地及び名称

新潟県新潟市中央区米山1丁目11番地11
株式会社エム・エス・シー

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

企業局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年企業局管理規程第10号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

1 調達件名及び数量

工業用水道薬品 ポリ塩化アルミニウム 930,000kg

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

新潟県企業局総務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札決定日

令和8年3月30日

4 落札者の氏名及び住所

近藤産業株式会社
新潟県長岡市大島本町3丁目333

5 落札価格

60.5円（1kg当たり単価）

6 契約決定方式

一般競争入札

7 落札方式

最低価格

8 入札公告日

令和8年2月6日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年企業局管理規程第10号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月29日

新潟県企業管理者 斎藤 茂樹

- 1 調達件名
令和8年度ヘリコプターによる人員等輸送委託契約
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県企業局総務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和8年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
エアロトヨタ株式会社 新潟支店
新潟県新潟市中央区万代2丁目3番6号
- 5 落札価格
54,021,440円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和8年2月6日

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以後、政治活動（選挙運動を含む）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和8年5月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|--------|----------|--------------|
| 自由民主党川西支部 | 北村公男 | 高橋俊一 | 新潟県十日町市山野田15 |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|----------|--------|----------|--------------------|
| あらい信行後援会 | 三浦幸夫 | 長沼シゲ | 新潟県加茂市都ヶ丘17-21 |
| 小川勝也後援会 | 小川勝也 | 小川勝也 | 新潟県北蒲原郡聖籠町大字大夫1896 |
| 佐藤みきお後援会 | 佐藤幹夫 | 佐藤幹夫 | 新潟県新潟市西区浦山1丁目4-2 |
| 山王政経研究会 | 佐藤幹夫 | 佐藤幹夫 | 新潟県新潟市西区浦山1丁目4-2 |

| | | | |
|-----------------------|------|------|---------------------|
| 十日町市の未来づくり | 樋口明弘 | 樋口明弘 | 新潟県十日町市本町1丁目下692 |
| 日本共産党持田繁義地域後援会 | 藤林正一 | 持田繁義 | 新潟県柏崎市北条2922番地1 |
| 新潟の行政を見直す会昆みよし 後援会 | 昆充芳 | 昆充芳 | 新潟県新潟市中央区堀之内南1-33-7 |
| 西脇厚後援会 | 西脇厚 | 平井一己 | 新潟県新潟市江南区曾川乙343番地2 |
| 野口忍後援会 | 野口忍 | 野口忍 | 新潟県佐渡市春日1010-1 |
| 本間健司後援会 | 本間健司 | 本間健司 | 新潟県佐渡市両津福浦1-1-2 |